

第 19 回 長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成 21 年 10 月 20 日 (火) 午後 2 時～

ところ 長野市生涯学習センター 4 階 大会議室 2、3

質疑応答

議事 報告事項

(1) 「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」の制定について

(2) 住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定の締結について

【なし】

(3) 第二期長野市都市内分権推進計画の策定について

Q1. 平成 24 年度から平成 26 年度まで検討する国及び県等が設置した団体のあり方に関する見直しについて具体的な考え方があれば、示して欲しい。

A1→ 国及び県等が設置した団体については、市が設置していくかどうかを判断するものではないが、国や県の組織編制や組織のあり方の中で見直していく。まだ、組織ごとの検討は行っていないので検討の時期に考えていきたい。

Q2. 住民自治協議会（保健福祉部会）と保健センターとの関わり方を改善した方が良いのではないかな。

A2→ 保健センターを担当する健康課でも保健師と地域がもっと関わっていけるよう考えている。住民自治協議会の保健福祉部会の中でも同様に考えていただければと思う。

Q3. 現場の感想として住民自治協議会の人材を発掘、育成するのが難しい、住民自治協議会と同様に市でも力を入れていただきたい。

A3. → 人材を発掘していく方法は、難しい面もあるが、生涯学習活動や公民館活動で活躍している人、ボランティアセンターに登録している人などに住民自治協議会を理解してもらい、住民自治協議会と連携して進めていきたい。

Q4. 市立公民館の指定管理者制度は、どのように進んでいるか。見通しは、どのようなものか教えて欲しい。

A4. → 平成 22 年度から指定管理者制度を導入する地区はないが、平成 23 年度から始めたいという地区はいくつか聞いている。生涯学習課では、受託して進めていただくためのマニュアルを作成するなど詳細を詰めている。先行して導入していく地区をお手本にして進めていけば浸透していくものと思う。

Q5. 市立公民館が、指定管理者制度を導入する要件として法人化は、必要となるか。

A5. → 法人化しなくても指定管理制度を導入することは出来る。

Q6. 市立公民館が、指定管理者制度を導入していく場合、教育委員会の自立性をどのように担保していくか。

A6→ 市立公民館の指定管理者制度を受けていただく相手は、住民自治協議会だけである。住民自治協議会の活動と公民館運営は、分けて考えていただきたい。公民館運営が、市から住民自治協議会へ変わっても、社会教育法に基づいた運営になるので活動は、変わらず継続していける。よ

り地域に近い目線で運営できる点がメリットである。

Q7. 「住民自治協議会と市との事業協定のメニュー化は、時期尚早」とあるが、本庁から住民自治協議会へ権限を移譲する体制づくりが必要になるが、将来どこまで担っていくことになるか。

A7→ 住民の皆さんが行った方が、より効率的であったり、運営がうまくいくといったものは、これから検討していきたい。住民自治協議会が、今後、発展していく中で、財源や組織について市がバックアップするよう考えていかなければいけない。

Q8. 補助金の適正執行についてどんなサポートをしているか。今後、どのようなサポートをしていくのか。

A8→ 現在、会計マニュアルを住民自治協議会へ示し、研修会を実施した。今後、何回か研修会を行って使い易いものにしていきたい。現金、預金の出し入れなどの出納管理については、住民自治協議会でやっていくことになるが、市としては、地区活動支援担当職員などが、確認したり、月単位で内部監査を行うなど複数人が関わり、お互いに確認する形にしている。もう一つは、地域いきいき運営交付金（一括交付金）などの財源が税金であることから市の監査委員事務局による外部監査の対象になり、第三者が執行状況をみていく。

今後のサポートについては、30地区に対し実際に現場に入って相談を受けたり、適正執行できるよう助言などをしていくことになる。

Q9. 住民自治協議会の役員は、よく理解していると思うが、一般住民の皆さんが理解できていないと思うのでもう少し、出前講座などを行って理解を深めてもらってから進めた方が良いと思う。

A9→ 住民の皆さんが理解したうえで活動されなければ、住民自治協議会という形だけのものになってしまう。ご要望があれば、出前講座などは引き続き行っていきたい。

Q10. 第二期推進計画の中に住民自治協議会が、どのように考えているのかといった意見はどのように反映させるのか。

A10→ この審議会の後に住民自治協議会連絡会の開催を予定している。そこで出た意見を反映し、内容変更の場合は、再度審議会へ諮り、正案としていきたい。

Q11. 職員サポートチームについては、第二期推進計画が5年間になるので全地区に作っていくなど目標を設定した方が良いのではないか。

A11→ 職員サポートチームは、地区の要望により作られていくもので、組織を作るだけの目標ではなくて、何のために作るのか住民自治協議会と諮ったうえで方向性を決めていく。

Q12. 各住民自治協会の部会による横断的な交流やマニュアル化されているもの以外で実際の活動体験などが大事になってくると思う。

A12→ 良い活動を住民自治協議会で横断的に進めていくことは、具体的には、決定していないが、住民自治協議会連絡会の中で、地域性に応じて部会や小委員会を作ってやっていく方法も考えられる。今後、住民自治協議会連絡会の中で、協議して決めていきたいと思う。

(4) 「地域やる気支援補助金」の骨子(案)について

Q13. 恒常的に行うものではなく、最長2年ということで良いか。

A13→ 財源に限られており、継続的にはできない。仕組みづくりの原点として始めていきたい。

Q14. 1事業が年間100万円未満でも最長2年ということで良いか。

A14→ 最長2年は、変わらない。複数事業を申請することも可能であるため、100万円からこの事

業経費を除いた経費で別事業を考えていただくこともできる。

意見・要望

- ・ 総合事務所構想についての審議経過についてもう一度、審議会に示し、説明して欲しい。
- ・ 職員サポートチームについては、職員が、住んでいる地域で何かしら地域のことに関わっていかうという心意気が必要だと思う。
- ・ 住民自治協議会の活動はまだ初期段階であるので、市としてもある程度リーダーシップをとって進めてもらいたい。